

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する外務省海外安全情報（感染症危険情報）への対応と考え方
【募集型・受注型企画旅行実施についての特例措置】

2022年4月13日

感染症危険情報レベル	契約前	契約後	旅行中	備考
危険情報なし	・外務省海外安全情報のHPアドレスを記載した書面を交付する。	・外務省海外安全情報のHPアドレスを記載した書面を交付するとともに、たびレジ登録の案内を行う（ガイドラインレベルにかかわらず、全てに共通）。	・旅行者が、 <u>感染症危険情報の内容を十分検討し、海外旅行運用手引書に基づいた感染防止対策等を取りながら、安全に契約通りの旅行が実施できるか</u> を検討する。	
レベル1： 「十分注意して下さい。」 その国・地域への滞在にあたって危険を避けていただくため、特別な注意が必要です。	・旅行者が、 <u>感染症危険情報の内容等を十分踏まえた上で、旅行者自らの判断により、海外旅行運用手引書に基づいた感染防止対策等の適切な対応を講じられるか否か</u> を検討する。	・旅行者が、 <u>感染症危険情報の内容等を十分踏まえた上で、旅行者自らの判断により、海外旅行運用手引書に基づいた感染防止対策等の適切な対応を講じられるか否か</u> を検討する。	・旅行者が、 <u>感染症危険情報の内容を十分検討し、海外旅行運用手引書に基づいた感染防止対策等を取りながら、安全に契約通りの旅行が実施できるか</u> を検討する。	・ <u>感染症危険情報の内容をよく検討した上で、海外旅行運用手引書に基づいた感染防止対策等を取り、旅行を実施するにもかかわらず</u> 、旅行者が契約解除する場合：旅行者は旅行者から取消料を徴収することができる。
レベル2： 「不要不急の渡航は止めてください。」 その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	A. <u>海外旅行運用手引書に基づいた感染防止対策等の適切な対応</u> を講じられる場合： 旅行者は、旅行者に対し <u>感染症危険情報</u> の発出地域である旨を記載した書面を交付し、 <u>海外旅行運用手引書に基づいた感染防止対策等を十分説明した上で</u> 、旅行を実施する。 B. <u>海外旅行運用手引書に基づいた感染防止対策等の適切な対応</u> を講じられない場合： 旅行者は旅行を中止する。 (例： <u>急激な感染拡大やロックダウン（都市封鎖）</u> 等)	A. <u>海外旅行運用手引書に基づいた感染防止対策等の適切な対応</u> を講じられる場合： 旅行者は、旅行者に対し <u>感染症危険情報</u> の発出地域である旨を記載した書面を交付し、 <u>海外旅行運用手引書に基づいた感染防止対策等を十分説明した上で</u> 、旅行を予定通り実施する。 B. <u>海外旅行運用手引書に基づいた感染防止対策等の適切な対応</u> を講じられない場合： 旅行者は旅行者に状況を十分説明した上で、旅行を中止する。 (例： <u>急激な感染拡大やロックダウン（都市封鎖）</u> 等)	A. <u>海外旅行運用手引書に基づいた感染防止対策等の適切な対応</u> を講じられる場合： 旅行者は、旅行者に対し <u>感染症危険情報</u> の発出地域である旨を記載した書面を交付し、 <u>海外旅行運用手引書に基づいた感染防止対策等を十分説明した上で</u> 、旅行を継続する。 B. <u>海外旅行運用手引書に基づいた感染防止対策等の適切な対応</u> を講じられない場合： 旅行者は旅行者に状況を十分説明した上で、旅行を中止する。 (例： <u>急激な感染拡大やロックダウン（都市封鎖）</u> 等) 旅行者から帰路手配の求めがあれば当該旅行者の負担により速やかに帰国させる。	・旅行開始前に旅行内容を変更する場合：旅行代金の増・減額は旅行者に帰属するが、重要な内容の変更であれば旅行者は取消料の支払いなしで解除できる。 ・旅行開始後に旅行内容を変更する場合：旅行代金の増・減額は旅行者に帰属する。旅行者は変更部分についてのみ取消料の支払いなしで解除ができる。 ・旅行開始前に旅行を中止する場合：旅行者から取消料を徴収することはできない。 ・旅行開始後に旅行を中止する場合：旅行者が未だ提供を受けていない旅行サービスにかかる部分の旅行代金は返金しなければならない。この際旅行サービス提供機関が課す取消料・違約料は旅行者の負担となる。旅行者の求めによる帰路手配は旅行者の負担となる。
レベル3： 「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」 その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。 (場合によっては現地に滞在している日本人の人々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)	企画旅行の催行は行わない。	・旅行者は、旅行者に対し <u>感染症危険情報レベル3</u> の発出地域となった旨を記載した書面を交付し、当該危険情報の趣旨、内容を十分説明した上で、旅行を中止する。	・旅行者が、 <u>感染症危険情報の内容を十分検討し、安全に契約通りの旅行が実施できるか</u> を検討する。	・旅行開始前に旅行を中止する場合：旅行者から取消料を徴収することはできない。 ・旅行開始後に旅行を中止する場合：旅行者が未だ提供を受けていない旅行サービスにかかる部分の旅行代金は返金しなければならない。この際旅行サービス提供機関が課す取消料・違約料は旅行者の負担となる。旅行者の求めによる帰路手配は旅行者の負担となる。
レベル4： 「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」 その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。		・旅行者は、旅行者に対し <u>感染症危険情報レベル4</u> の発出地域となった旨を記載した書面を交付し、当該危険情報の趣旨、内容を十分説明した上で、旅行を中止する。	A. <u>海外旅行運用手引書に基づいた感染防止対策等の適切な対応</u> を講じられない場合： 旅行者は、旅行者に対し <u>感染症危険情報（レベル3、レベル4）</u> の趣旨、内容を十分説明した上で、旅行を中止する。 旅行者から帰路手配の求めがあれば当該旅行者の負担により速やかに帰国させる。 B. <u>ロックダウン（都市封鎖）や航空便の運休等が発生し、やむを得ず現地に滞在する場合</u> ： <u>最寄の日本大使館・領事館に連絡するとともに、旅行者の家族等へ連絡をする。移動手段が確保でき次第速やかに帰国する。滞在中は、旅行者の不安を和らげるよう、ランドオペレーターとも連携し、最新の情報を提供することを心掛ける。</u>	・やむを得ず現地に滞在する場合：滞在費用等は旅行者の負担となる。

(注1) 旅行の実施、継続、中止などの考え方は、会員に対してこれを強制するものではありません。最終的な旅行の実施、継続、中止などの判断は、各会員の責任で行って下さい。
(注2) テロ・紛争・災害等で発出される危険情報および新型コロナウイルス感染症以外で発出される感染症危険情報についての対応と考え方（ガイドライン）については、下記参照して下さい。
https://www.jata-net.or.jp/membership/info-overseas/pdf/150805_mofanzn.pdf